

| 改 正 案  |                    |  | 現 行  |                    |  |
|--|--------------------|--|--|--------------------|--|
| 別添 輸入自動車特別取扱制度<br>目次（略）<br>第 1～第 4（略）<br>別紙 輸入自動車特別取扱要領<br>目次<br>第 1～第 11（略）<br>別表～第 6 号様式（略）<br>附則 1～附則 3（略）<br>附則 4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領<br>（略）<br>1.・2.（略）<br>別表第 1（届出書の添付書面・審査・リコール課用） |                    |  | 別添 輸入自動車特別取扱制度<br>目次（略）<br>第 1～第 4（略）<br>別紙 輸入自動車特別取扱要領<br>目次<br>第 1～第 11（略）<br>別表～第 6 号様式（略）<br>附則 1～附則 3（略）<br>附則 4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領<br>（略）<br>1.・2.（略）<br>別表第 1（届出書の添付書面・審査・リコール課用） |                    |  |
| 整理<br>番号   | 添付書類の名称            | 提出時の注意事項等  | 整理<br>番号   | 添付書類の名称            | 提出時の注意事項等  |
| 1・2  | （略）                |  | 1・2  | （略）                |  |
| 3  | 構造装置の概要説明書         |  | 3  | 構造装置の概要説明書         |  |
|  | (1)・(2)（略）         |  |  | (1)・(2)（略）         |  |
|  | (3) 検査時に注意する<br>事項 | 検査時に注意する事項として、<br>記載する内容は当面以下の内容<br>のうち該当するものとする。<br>①騒音防止対策説明（自動車に備 |  | (3) 検査時に注意する<br>事項 | 検査時に注意する事項として、<br>記載する内容は当面以下の内容<br>のうち該当するものとする。<br>①騒音防止対策説明（自動車に備 |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  | <p>えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。) 協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード(近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。<u>原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)</u>にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載す</p> |  |  | <p>えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。) 協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード(近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。</p> |
|--|--|--|--|--|--|

|              |   |   |
|--------------|---|---|
|              |   | <u>ること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u><br>②～⑩ (略)                          |
| 4～6 (略)      |   |   |
| 7            | <u>サイバーセキュリティの確保に係る業務管理システム適合証明書の写し</u>       | <u>能力基準適合証明書の写し(適用関係告示第14条第20項及び第24項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあつては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。)</u> |
| 8            | <u>プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る業務管理システム適合証明書の写し</u> | <u>能力基準適合証明書の写し(適用関係告示第14条第20項、第22項、第24項及び第26項の適用を受ける自動車を除く。)</u>   |
| <u>9</u> (略) |   |   |

別表第2 (届出書の添付書面・自動車審査部用)

| 整理番号    | 添付書類の名称    | 提出時の注意事項等 |
|---------|------------|-----------|
| 1・2 (略) |            |           |
| 3       | 構造装置の概要説明書 |           |

|              |                  |  |         |
|--------------|------------------|--|---------|
|              |                  |  | ②～⑩ (略) |
| 4～6 (略)      |                  |  |         |
| 7            | 業務管理システム適合証明書の写し | <u>サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書(自動運行装置を備えている場合に限る。)</u> の写し |         |
| <u>(新設)</u>  |                  |  |         |
| <u>8</u> (略) |                  |  |         |

別表第2 (届出書の添付書面・自動車認証審査部用)

| 整理番号    | 添付書類の名称    | 提出時の注意事項等 |
|---------|------------|-----------|
| 1・2 (略) |            |           |
| 3       | 構造装置の概要説明書 |           |

|  |                                    |   |  |  |
|--|------------------------------------|---|--|--|
|  | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 騒音防止対策説明</p> | <p>自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。) 協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。<u>原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであつて当該装置を容易に解除することができないものに限る。）</u>にあつては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音</p> |  | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 騒音防止対策説明</p> <p>自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。) 協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあつては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。</p> |
|--|------------------------------------|---|--|--|

|              |   |   |
|--------------|---|---|
|              |   | <u>の測定回転数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u>                           |
|              | (3)～(6) (略)                                   |   |
| 4 (略)        |   |   |
| 5            | <u>サイバーセキュリティの確保に係る業務管理システム適合証明書の写し</u>       | <u>能力基準適合証明書の写し（適用関係告示第14条第20項及び第24項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあつては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。）</u> |
| 6            | <u>プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る業務管理システム適合証明書の写し</u> | <u>能力基準適合証明書の写し（適用関係告示第14条第20項、第22項、第24項及び第26項の適用を受ける自動車を除く。）</u>   |
| <u>7</u> (略) |   |   |

別記様式～別紙2-3 (略)

附則5 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1. ～別記様式1 (略)

|              |                  |   |
|--------------|------------------|---|
|              |                  |   |
|              | (3)～(6) (略)      |   |
| 4 (略)        |                  |   |
| 5            | 業務管理システム適合証明書の写し | <u>サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書（自動運行装置を備えている場合に限る。）の写し</u> |
| <u>(新設)</u>  |                  |   |
| <u>6</u> (略) |                  |   |

別記様式～別紙2-3 (略)

附則5 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1～別記様式1 (略)

別記様式2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

灯火器類取付一覧表 (単位：mm)

| 項目                |                  | 類別 |                                  |  |  |  |
|-------------------|------------------|----|----------------------------------|--|--|--|
| 走行用前照灯～側方灯（後部）（略） |                  |    |                                  |  |  |  |
| 側方反射器<br>（前部）     | 取付高さ             | 上縁 |                                  |  |  |  |
|                   |                  | 下縁 | 車両前端からの距離・隣接する後方にある側方反射器等との距離（略） |  |  |  |
| 側方反射器<br>（中央部）    | （略）              |    |                                  |  |  |  |
| 側方反射器<br>（後部）     | 取付高さ（略）          |    |                                  |  |  |  |
|                   | <u>車両後端からの距離</u> |    |                                  |  |  |  |
| 尾灯～補助方向指示器（略）     |                  |    |                                  |  |  |  |

(注) (略)

附則7～附則11 (略)

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

|       |      |         |         |
|-------|------|---------|---------|
| 保安基準、 | 技術基準 | 同等と認められ | 最終確認年月日 |
|-------|------|---------|---------|

別記様式2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

灯火器類取付一覧表 (単位：mm)

| 項目                |             | 類別                               |  |  |  |  |
|-------------------|-------------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 走行用前照灯～側方灯（後部）（略） |             |                                  |  |  |  |  |
| 側方反射器<br>（前部）     | 取付高さ        | 中心                               |  |  |  |  |
|                   |             | 車両前端からの距離・隣接する後方にある側方反射器等との距離（略） |  |  |  |  |
| 側方反射器<br>（中央部）    | （略）         |                                  |  |  |  |  |
| 側方反射器<br>（後部）     | 取付高さ（略）     |                                  |  |  |  |  |
|                   | <u>(新設)</u> |                                  |  |  |  |  |
| 尾灯～補助方向指示器（略）     |             |                                  |  |  |  |  |

(注) (略)

附則7～附則11 (略)

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

|       |      |         |         |
|-------|------|---------|---------|
| 保安基準、 | 技術基準 | 同等と認められ | 最終確認年月日 |
|-------|------|---------|---------|

| 細目告示及び適用除外告示条項        |  | る<br>外国の試験方法       |                  |
|-----------------------|--|--------------------|------------------|
| (略)<br>細目告示第41条第2項第4号 | (略)<br>二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置(二輪車J-OBDI)の技術基準 | (略)<br>134/2014/EC | (略)<br>平成27年9月9日 |
| 細目告示第41条第2項第4号        | 二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置(二輪車J-OBDIⅡ)の技術基準       | 134/2014/EC        | 令和2年12月1日        |
| (略)                   | (略)  | (略)                | (略)              |

| 細目告示及び適用除外告示条項        |  | る<br>外国の試験方法       |                  |
|-----------------------|--|--------------------|------------------|
| (略)<br>細目告示第41条第2項第4号 | (略)<br>二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置(二輪車J-OBDI)の技術基準 | (略)<br>134/2014/EC | (略)<br>平成27年9月9日 |
| 細目告示第41条第2項第4号        | (新設)   | (新設)               | (新設)             |
| (略)                   | (略)  | (略)                | (略)              |

(略)  
附則13～附則16 (略)

R2.12.25改正

(略)  
附則13～附則16 (略)

(新規)

(適用時期)

1. 本改正規定は、令和3年1月22日より施行する。